

第61回平成26年12月与謝野町議会定例会会議録(第8号)

招集年月日 平成26年12月19日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後2時13分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 箴 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	奥野 稔	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副町長	和田 茂	教育長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農林課長	井上 雅之
		教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	小池 信助(午前欠席)
税務課長	秋山 誠	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保健課長	前田 昌一
会計室長	飯澤嘉代子	福祉課長	浪江 昭人
建設課長	西原 正樹	水道課長	吉田 達雄

5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 119号 与謝野町立阿蘇霊照苑の指定管理者の指定について
(質疑～表決)
- 日程第 2 意見書案第5号 「手話言語法(仮称)」早期制定を求める意見書(案)
(提案～表決)
- 日程第 3 請願第 4号 子どもたちにゆきとどいた教育を進めるための教育予算増額、
教育諸条件の整備・充実を求める請願書
(委員長報告～表決)
- 日程第 4 閉会中の継続審査(調査)申出書

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (今田博文) 皆さん、おはようございます。

本日も寒い日になりました。そして、12月議会最終日になります。本日もよろしくお祈りします。

本日、小池教育次長、坪倉野田川地域振興課長から欠席の届けが参っておりますので、皆さんにお知らせします。

ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第119号 与謝野町立阿蘇霊照苑の指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで住民環境課より資料説明をお願いします。

朝倉住民環境課長。

住民環境課長 (朝倉 進) おはようございます。

貴重なお時間をいただき、昨日の和田議員からの質問に対しまして、本日、資料を提出をさせていただいておりますので、この説明をまず、させていただきたいというふうに思っております。

議案第119号資料としまして、まず、現行の受付方法でございます。そこにあります火葬の受付簿といえますのは、今現在、行っております電話による受け付けに使用するものでございます。この受付簿が、あと平日ですとか、土日、祝日ですとかの区分、あと夜間、日中の中で、この受付簿自体が移動していくというふうな形ですので、二重に受付をされるというふうなことがない。それと電話で受け付けをされましたら、この受付簿が正式な予約完了というふうになりますので、そういうふうな形で、今現在は受け付けをしておるということでございます。

次に、その下に新システムということで上げさせていただいております。これにつきましては裏面をごらんいただきますと、一番下にカレンダーが表示されています。基本的にカレンダーの管理ソフトでもって予約の受け付けをするというふうな形をとらせていただいております。これは後ほど、もう少し説明をさせていただきたいというふうに思いますので、1ページ目にお戻りをさせていただきたいと思います。火葬の予約システムの概要のところでございます。まず、予約カレンダー、今ごらんいただきましたように、ここは誰でも、このトップ画面の予約状況を確認をしていただけます。そのときの予約の状況が、すぐにごらんいただけるというふうなことでございます。

2番目に、火葬の予約には、まず、会員登録が必要と、これはきのうも申し上げました。個人なら氏名、住所、携帯電話等の連絡先、あとメールアドレス、法人でしたら、これに加えて法人名、所在地、連絡先ということでございます。そこに改良点と書かせていただきました。これは12月11日でしたかに、産業建設環境常任委員会で、ご指摘をいただきました点を改良をさせていただいたということでございます。会員登録をしますと、そのメールアドレスに、システムのほうで自動付与されましたパスワードをつけてお返しをすると、その登録された方にお返しをすると、その登録された方は裏面のログインのところ、みずからのメールアドレスと自動付与

されましたパスワードでもってログインをしていただいて、火葬の予約ができるというふうな形で、セキュリティ上の手間を一つここですることによって、セキュリティを高めるというふうなことをさせていただいております。

3番目、予約はログイン後、予約したい日をカレンダーから選択して出棺時間や死亡者、依頼者等の情報を入力すれば予約が完了しますよということ。

4番目は、2の会員登録ですとか、3の予約の完了のメールにつきましては、登録されたり、予約されたりする本人のほうにも当然、確認のメールが行くんですが、それと同時に火葬場と住民環境課のほうにもメールが届くような設定にさせていただいております。

次に、本日までの経過をかいつままで書かせていただきました。平成26年6月の補正予算で、この予約システムの費用を補正をさせていただいております。平成26年8月に、システム構築のための委託契約を締結をさせていただいたところでございます。きのうの本会議で新システムの費用分担等、誰が、このシステムを構築して、どうのこうのというふうなお話があったかと思っておりますので、そこを少し補足をさせていただきますと、当然ながらシステムの構築から運用までは町が指導をさせていただいて、その導入のための費用は町が全額負担をさせていただくということでございます。ですが、来年の4月から指定管理者制度に移行しますので、そのシステムのメンテナンス費用、維持管理費用については、指定管理者のほうでご負担をいただくということでございます。システムの構築から導入については、全額町のほうで負担をして導入をするということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

2ページ目の上側今後の予定のところでございます。これはきのうの本会議で副町長のほうの答弁と、私どもの答弁の食い違いがあるというふうなご指摘をいただいております。副町長の答弁で電話とインターネットによる二つの予約方法を併用する中で、今後の対応を考えるというふうなことを述べさせていただいておりますとおり、副町長の、この答弁のとおり、今後も電話による受け付けを維持することとさせていただきたいというふうに思っております。いうたら電話とネットの二つの方法を併用するというふうな形でいきたいというふうに思っております。実際には近隣の市町の状況も考慮しながら検討のほうを加えていきたいなというふうに思っております。

ということで、そこの2番目に、予約システムのトップ画面、ここをもう少し詳しくご説明のほうを申し上げたいと思います。これイメージとありますけれども、そこにありますホームページのアドレス、今でも携帯電話やスマートフォンなどをお持ちの場合は、ここにアクセスをしていただいたら、ごらんのようなものが出てきます。ごらんいただいたらいいかと思うんですが、実際には、このとおりの運用を今現在、試験的に運用をしておるといのか、動作確認を今しておるといふような状況でございます。そこにありますように、予約など、このシステムを利用するには事前に会員登録が必要ですと、登録後にログインしてくださいねというふうなことを書いていますが、何もしなければ、今現在の予約状況を見たいならば、ここのアドレスにアクセスするだけで、この下の表示されていますようなカレンダーが出てきますので、例えば、これは12月なんですけど、11日、11時に町内の1件があるので、13時だとか、15時だとかの予約は大丈夫だねというふうなことが、一目瞭然とおわかりをいただけるのかなというふうに思っています。

それから、町内と町外の区分でしかしておりません。これにつきましては、昨年でしたか、7月でしたか、町外は一日1件だけだよというふうなことをしております関係で、町内、町外というふうな表示にさせていただいておるということ、それ以外、どなたの火葬かというふうなことは個人情報等がありますので、ここには表示されませんし、予約をされた本人はごらんいただけますけれども、そのほかの方はごらんいただけない。ですが、火葬場の、その管理者といいますか、そちらのほうでは別のコントロールパネルといいますか、そちらのほうから見ることはできるんですが、一般的な形では見ることはできないというふうなことにさせていただいておるということであります。

次の場合は、このシステムでの予約はできませんというふうにしています。詳しくは火葬場、または葬祭業者に直接お尋ねくださいということで、火葬場の電話番号を入れさせていただいて、一つ目は、与謝野町外にお住まいの方の火葬、これは先ほども言いましたように、町外は1件のみというふうなこともありますし、2件、3件入って来ないようなシステム上の工夫もしておるんですけれども、基本的に、この方々は、このシステムを扱えないよというか、利用できないよというふうにさせていただいております。ですが施設入居者、特養ホームですとか、あと就学のために町外に出ておられる方は町内扱いということになっておりますので、このシステムをご利用いただけるということです。

2番目の胎児、または手術による摘出臓器などの火葬、これは、ほとんどが北部医療センターのご依頼によるものでございますので、これは、このシステム以外のところで受け付けをさせていただくということですし、基本的に午前10時から午後3時までの時間以外の火葬については、このシステムは利用できないよというふうなことで、させていただいております。

次のちょぼは、火葬は死亡後24時間経過後でなければ行うことができませんよということ。次に、一度予約すると変更・取り消しはできませんよと、どうしても変更等が必要な方は火葬場に直接お尋ねください。これはある意味、仮予約をされるような場合、必要によって仮予約をされるというふうなことが、今でもあるのかもしれませんが、それをされると、例えば12月、下のカレンダーで12月11日の11時、もう既に入ってますので、13時を仮に予約されると、ところがお寺との連絡をとったところ、13時はとても無理だということになりますと、それまで13時という予約が入っていたのに、ある日突然、それがなくなるだとかいうことになると、次の方が13時に入っておったら、それなら15時に入れようかと、本当は13時からしたいんだけどというふうなケースが出てきますよね。そういうふうなことになりますと、大変混乱を起こしますので、基本的に仮予約というふうなことはご遠慮いただきたいというふうな趣旨で、このように書かせていただいております。

次に、予約につきましては、午前10時から午後3時までの時間帯で1時間置きに予約することができますよということになっております。1時間置きですから、10時ということもありますし、12時ですとか、14時だとかいうふうなことでも予約をしていただけるということでございます。特に12月2日ですとか、12月8日、ここは、これは忌日なんですけれども、友引の日になっています。友引の日になりますと一番早いのが12時出棺だとか、その次は14時出棺だとかいうふうなことがあります中で、11時、12時、13時というふうな形での予約はできるということでございます。ですが、一番下に書いておりますように、その日に既に予約がある

場合は、その前後の2時間は予約することができませんよと、例ですけれども、11時に予約が入りますと、その前後の時間帯、10時と12時は予約ができないよというふうなことで、システムのほうで制限をかけているということでもあります。そういうことの中で、このカレンダーをごらんいただきますとおわかりのように、一つ目の特徴としましては、どなたでも、この予約状況をごらんいただくことができるというふうなことで、公正、公平を確保させていただく、これが一つのメインの目的でありますし、それを維持するためには、今現在の予約の状況をつぶさに見ることができるというふうなことの中で、このシステムを中心に考えていかせていただきたいと、電話による併用としましても、このシステムに予約をしないと確定をしないというか、予約の確定はできないよというか、いうふうな形でないと、混乱が起きるのかなというふうに思っております。

以上、まとまりのない説明だったかと思えますけれども、この資料の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（今田博文） 本案については、既に質疑に入っておりますので、昨日に引き続き質疑を続行します。

質疑はありませんか。

小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、質問をさせていただきます。

まず、システムのことは後で詳しくまた、聞きたいと思えますけれども、まず、指定管理料につきまして、資料のページ数でいきますと9ページになってくると思うんですけども、一番上の収支計算書、指定管理料ということで、平成27年度見込み額であろうというふうに思われるわけですけども、平成27年度が1,162万8,000円、平成28年度は1,156万8,000円、るる続いていくわけですけども、この金額の算定に、まず、当たりまして、平成25年度の、この前、決算認定をさせていただいたわけでございますけれども、その158ページ、決算認定をさせていただいた斎場費に2,438万9,000円が計上をされております。そのうち阿蘇霊照苑管理運営事業として1,681万7,674円ということで決算の認定数字が上がっておりますけれども、この指定管理費用ということで選定をされました根拠となる部分と、それから決算認定をさせていただいた、この項目から何が削除をされていくのか。一問一答ですので、以上でとどめます。

議長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午前 9時49分）

（再開 午前 9時50分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） お答えいたします。決算書でご質問ですので、私も決算書のほうでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

この158、159ページの斎場費の関係では、ただいま議員おっしゃっていただきました阿蘇霊照苑管理運営事業というのと、その一番下に職員人件費等ございますね、この二つが合わさって、この斎場費、火葬場の関係です。支出済み額としましては159ページの一番上に支出

済み額、斎場費のほうの合計が2,418万2,000円ございます。この金額を、まず、ごらんいただきまして、この金額から、この指定管理から外れるものを、経費を、まず、申し上げます。159ページの下のほうにあります工事請負費409万8,000円とさせていただきますと、その分を引いた額が2,000万円余りになろうかと思えます。これはほかの指定管理でもそうですけれども、20万円以上の工事につきましては、町側が負担をするということの中で、この部分は町が負担をしますので、この収支からは除くというふうなことでございます。

もう一つ、この決算書の23ページをお開きいただきますと、衛生手数料のうちの上のほうに寝棺使用料、小児棺使用料、汚物使用料とございます。その下に霊柩車があるんですけども、霊柩車はご承知のように、ことし廃止をさせていただきましたので、上の三つの収入があるということになるわけでございます。これの合計が1,025万5,000円ということでございます。その、先ほどとの比較でいきますと、これ差し引きますと980万円幾らというふうな額が出てきようかと思えます。この不足の部分について、指定管理料で賄うというふうな形をとっておるんですが、その資料との間にかなり大きな差がございます。これにつきましては、今、申し上げました、その収入のほう、この平成25年度は1,000万円を超えましたけども、ここ5年間の平均を考えますと、そこの資料にありますような金額、低目の金額といえますか、でもって計算をしておるとということと、あと拝見しますと、私どものほうの過去のデータをお示しはしたんですが、特に事務費の関係は少し多目に計画をされておるとことのようにございませう。中で、その考え方としては経費があります。指定管理者が負担をしなければいけない経費があります。事業収入があります。その差し引きの部分指定管理料というふうなことでもって、そういう計算をさせていただいておるとことと、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） そうしますと、今、ご説明いただきました差し引き1,000万円というようなことになりますので、それで、ここに上がってきているのが1,000万円ほどの指定管理料というふうに理解をしたらいいということとなりますと、今後、この斎場費ということで計上されてくる経費、いわゆる費用というのは、今後、発生をしないというふうに考えておいたらよろしいでしょうか。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 斎場費の予算計上ですけれども、当然ながら、指定管理料は予算化をしないといけません。それから20万円以上の工事がありましたら、それも予算計上しないといけません。主なものは、そういったものになるのかなと、あと細かなものでいきますと、建物の火災保険料なんかも、そこに上がってくるのかなというふうに思っておりますけれども、そんなふうにお考えいただきたいということでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） というようになりますと、この指定管理料といえますのは、経費的なことからいいますと、そのままそっくりの、これまでかかってきた事業費を指定管理料として業者に委託したという、いわゆるある程度の財政的な圧縮をするというような、そういったところの考え方は特段なかったというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 一応、指定管理者の募集要項の中には、今、ご説明申し上げたような形で過去の実績から指定管理料の上限を定めております。この金額を申し上げますと1, 174万8, 000円、これが上限額としております。これには消費税相当額も含んでますよというふうな形の中で記述をさせていただいておりますというふうなことの中で、この上限を上回っていただいているよといいますが、今現在、斎場費として予算を支出しておりますが、指定管理制になって、それが高くなるということは当然ながらあり得ないだろうということの中で、上限を定めさせていただいたと、候補者のほうから、その収支計画は出されましたけれども、それはいずれの年度も、その上限額を下回る額で計画をしていただいております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、指定管理料につきましての設定の内容については納得というかはあまりできないんですけども、一応、ご説明をいただいたということにしておきたいと思っております。

そこで、システムについてお尋ねを、次に、したいと思います。このシステムによって得られる効果、いわゆる町民が得られるメリットというのは、利便性、受益性、そういった面からあると思っておりますけれども、一体どういうところにあるということなんでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 住民の方にとっての利益といいますと、このアドレスにアクセスをしていただくと、今現在の予約状況がつぶさに確認ができるというふうな中では、この画面を見ていただく中で、お寺とのやりとりですか、そういうふうなことができるというふうなことがあるのかなというふうに、一つ思いますし、このカレンダー自体が今現在の予約の状況を示しておりますので、そういった意味では、ある意味で情報がオープンになっているというふうな中では、公平、公正な予約が確保されているというふうな安心感もしていただけるのかなというふうに思いますが、実際には電話予約等の関係もありますし、先ほども申し上げましたように予約を完了しないことには、このカレンダーに反映されないということになりますので、電話による受け付けをされたとしても、その場で受けたものが、このシステムに入力しないことには、予約が確定しない形になりますので、そのタイムラグは当然ながらあるというところが、少し気になるということにはなるのかなというふうに思っています。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 私はちょっと利便性や受益性というのを聞きまして、デメリットをお聞きしたわけではなかったんですけど、タイムラグがあるということで、そこはデメリットだということだろうと思いますけれども、単純に計算をしまして、一家族5人とかいうような平均で、今、単純に与謝野町の町民が2万3, 000人ほど、平均寿命が80歳というふうにしましたら、とりあえずクリックする回数は2万3, 000回、この町の全人口が亡くなったとしても2万3, 000回申し込みをすると、町の中でしたら、80年ということになりましたら、2万3, 000を80で割るといって、仮にしたとしたら、そしたら、年間に287回、月にしたら23回で全町民が亡くなると、月に23回のクリックということが本当に町民にとって利便性があるシステムを構築しなければいけないような内容なのかということが1点あります。それについては、どのようにお考えになってシステム構築をされたのかということがお聞きしたいです。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） ただいま議員のほうから総人口との関係での件数の割り出しがございましたが、実績としまして、ここ5年間を見比べますと、大体420件ほどの、年間の利用件数がございます。この中には当然ながら町外の方もいらっしゃいますので、実際には議員おっしゃっていただいたように、大体300件ぐらいの町内の数かなというふうに思っております。その利便性だけのといいますか、予約を入れていただくだけのことを考えてみますと、もっとこのシステムの導入ということにつきましては、否定的な面が多いかと思えます。いいのですが、その予約をするのに、そんな面倒な会員登録をして、入力をしてというふうなことになるかと思っておりますが、このシステムの説明でも申し上げたように、その場の予約の状況が見てとれるということ、このことは来年4月に指定管理に移行する中で、この候補者が町内の葬祭業者の方でありますので、余計に、きのうも少しお話をしました。2年前の指定管理のお話を議会のほうで差し上げたところ、葬祭業者の方が指定管理になられたときに、自分勝手な、自分に都合のいい形で予約を操作されないかというふうな懸念を、そのときに議会のほうからいただきました。その点からいいますと、何らかの形で客観的に今の状況が把握できるというふうなことは、やっぱり必要なかなということの中で、このシステムを導入をさせていただきたいということでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 葬祭業者さんのことを、私は申し上げているわけではなくて、町民が、これを使うことによって利便性が上がり、その効果が得られるということが一番ポイントだろうというふうに思うんですけども、この予約システムというのは、基本的に旅館だとか施設だとか、そういったものを押さえるときに、長期にわたって、1カ月先、2カ月先、3カ月先、そういったものを予約をしていくということになれば非常に利便性が上がってくるかなと。ところが、この実態というか、この事象自体が、お亡くなりになりましたということですので、そこから遅くとも三日間、あるいは四日間、一週間が限度かなと、そういったことを、このシステムでもって死亡日を予約をして入れるのかというようなことが果たしてどうなのかなと、実際に事象が起こってから入れるということになりますので、その間にする作業として入力を、登録をして、いわゆる自分のマスター登録をして、そして、それがシステム上、IDとパスワードがメールで、多分、返ってくるんでしょう。それによってログインができるというようなことになるんでしょうけれども、そういった行為自体をすること自体に利便性があるのかどうかということが非常に疑問でありまして、その辺のところは、いかがでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 多分、その点では利便性があるのかと言われましたら、今現在が、電話による受け付けを一般住民の方からお受けしています。それにつきましては24時間、いつでも、連絡先は異なることにはなりますけれども、そういうふうな形でお受けをしているということでございます。このシステムだけのことを申し上げると、その電話1本で済むこと、今現在が済んでおることなのに、そういった会員登録をしてまでというふうなことまで要求するということにつきましては、その1点を考えますと、利便性は見つけれられないのかなというふうには思っていますが、繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたように、予約の公平性というふうな確保の点からいいますと、こういったシステムは、どうしてもやっぱり必要だというふうな思いでござ

ございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 質問をかえます。葬祭業者さんに委託を個人、いわゆる顧客のほうから依頼をしましたとした場合に、葬祭業者さんが、このシステムを使って、どのような流れで登録をされていくのか、ご説明がいただけたらと思います。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） きのうちも申し上げましたように、葬祭業者のご利用といたしますか、電話は今現在でも9割を超えておるといことでございますので、まず、このシステムを導入していく中では、まず、最初に葬祭業者の方にお集まりをいただいて、このシステムのご説明も申し上げ、会員登録の仕方ですとか、予約の仕方ですとかいうふうなことの説明会をさせていただいた上で、本格実施といたしますか、その前に試行期間も、当然ながら、設けさせていただくんですけども、そういうふうな形で、まず、考えているということでございます。もうこのシステムをご利用いただくとなりますと、会員登録は、もう既にさせていただいておりますというふうな前提の中で、この2ページの下にありますカレンダーの上側にログインとありますね、そのログインボタンを押していただきまして、メールアドレスとパスワードを入力していただく。そうしますと火葬を行いたい日、例えば、きょうが19日ですので、あと割愛しましたので、何ですけど、とりあえず、もし20日なら20日に予約を入れたいというふうな場合には、この20日をクリックしていただく。そうしますと、出棺時間のメニューが出てきますので、例えば、11時出棺なら11時出棺というふうなことで、そこをクリックしていただくと、そうしますと死亡者の方や依頼者の方、あと出棺の時間ですとか、あとホールからの出棺なのか、自宅からの出棺なのかというふうなことも、その中には聞いてくるんですが、必須項目としては、今、申し上げたような死亡者だとか、依頼者だとかの住所等を入力していただく。そして、予約の確定をしていただくと。そうしましたら、ここに20日の11時なら11時に、町内の方から町内というふうな形で表示が出てくると、そこで予約が確定するというふうな形になるということでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 私が聞いていますのは、個人が、例えば、私が亡くなったときに、私の遺族が葬祭業者に委託をしました。そしたら、葬祭業者は、それをもって葬祭業者のIDとパスワードで予約をするのとか、もしくは葬祭業者さんが個人のところに行って、個人が個人情報を入力をして、ログインして予約してくださいよというふうになるのか、そこを聞いています。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） そこは葬祭業者の方と喪主の方との話なのかなとは思いますが、基本的には葬祭業者の方が遺族の方とご相談をされて、今現在でも火葬の予約をさせていただいておりますので、その場合には葬祭業者の方が、この予約をされるというふうに思っております、通常の場合ということになるかと思うんですけども。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 仮に、そうだとしましたら、個人のID、パスワード、そういったもの、個人情報、そういったものの取り扱いというのは、全て葬祭業者が、個人から葬祭業者のほうに一任をしてするのはなく、基本的には葬祭業者が予約を入れる、いわゆる葬祭業者の方が利用される

システムだというふうに理解したほうがわかりやすいのかなというふうに私は思ったんですけど、それでよろしいでしょうか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えをします。先ほど課長のほうも申しあげましたように、このシステムだけを使うのではありませんので、電話で、例えば役場のほうに、これまでどおり電話のほうもあるわけですから、入ってくる可能性もございます。その場合には、町の職員なり宿直が、このシステムで、あいているかどうかを確認しながらできますし、それから、それ以外の話は課長の話ではあるんですけども、葬祭業者さんに喪主さんが電話をされて、今は葬祭業者さんがほとんど9割というふうに課長は申しあげてますけども、が役場のほうに、こういう方が亡くなられたので、あいてますかと、住所と名前と生年月日、喪主さん等を葬祭業者さんから役場のほうが聞いて、あいているかどうかを確認して、あいてますということで予約が入りますので、その辺が機械のほうにかわるといいますか、選択肢がふえると、利便性といえますか、一つの選択肢が、一つふえるというふうな形ではないかなと思っています。もちろん電話での予約があった場合も、その画面で職員も見れますし、宿直の職員も見れるということになりますので、そういった面では利便性は一定向上するのかなというふうには思っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 私が聞いておりますのは、葬儀を行うための利便性ではなくて、このシステムを導入することによる効果の利便性を聞いてますので、このシステム自体が町民が使って、先ほど、このシステム自体の目的というのか、効果というのか、公平な、いわゆる申し込みというのが、そこにありますよと、だからこそ、こういうシステム構築をしますよということでしたので、そうであったとしたら、全町民が常にアクセスをして予約ができると、ただ、アクセスをするにしても、そんなに頻繁にするような条件のものではないなということと、それを実際に利用するのに当たってID、パスワードを発行しながらやらなければいけない状況が発生しますよということ、そして、それは葬祭業者さんのほうに委託をすれば、葬祭業者さんが全部やっていただけるということであったとすれば、8割、9割方の方々が葬祭業者さんにお問い合わせをするということであったとすれば、葬祭業者さんが管理するのにわかりやすいシステムだなということで、理解をしたらいいのかなということをお聞きをしたということなんです。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） おっしゃるとおりのことになろうかなというふうに思います。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 最後に1点だけお聞きしておきたいと思いますが、このデータの管理につきましては、どこが管理をされるということになるのでしょうか。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 基本的には、来年の4月以降につきましては指定管理者になるというふうに思っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） そうしますとデータ管理者、個人情報保護法の関係で、個人情報保護事業者というふうな取り扱いを、それが実施ができる指定管理者であるというふうに、この指定されている

業者は、そういうふうに見たらいいということで、よかったですでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 追加議案資料の7ページの一番最後に（6）として、個人情報の保護とあります。これに従って、個人情報の保護をしていくということになろうかというふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 個人情報保護のやり方ではなくて、その事業者自体が、個人情報保護事業者としての指定をされるときに、その確認がとれたかどうかということ、最後にお聞きをしておきたいということなんです。

議長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午前 10時19分）

（再開 午前 10時21分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を開きます。

再開をいたしました、ここで15分間休憩します。

（休憩 午前 10時21分）

（再開 午前 10時35分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 何度も貴重なお時間をいただきまして、申しわけございません。先ほど小牧議員からのご質問でございます。個人情報取り扱い事業者の関係と、取り扱い事業者が個人情報を5,000人分持っているかどうかというふうになりますと、持っていないのではないかとというふうなことで、該当しないのかなというふうに思っておりますが、確認はしておりません。

いずれにしても、個人情報の保護につきましては、この資料の7ページにありますように、一定のルールがございますので、そのルールに従った形できちりした対応をしていただくということになるというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それともう1点、小牧議員とのやりとりの中でシステムの導入目的が、もう少し、納得いただいてないのかなというふうに思っております中では、指定管理者のシステム自体を、なぜ、入れたかという経過にもなるんですが、指定管理者制度に移行を、来年の4月にするに当たりまして、指定管理者が予約を、この予約を先取りしないために、このシステムを導入するんだというふうにお考えいただくと、わかりやすいのかなとか、そういうふうに理解をしていただけるのかなというふうに思いますので、そういうふうに理解をしていただければなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 個人情報保護事業者でないということだろうというふうに思いますが、そのところの点につきましては、プライバシーポリシー等を確認をいただいて、しっかりと指導していただきたいというふうに思います。

また、そのシステムの導入の目的については、指定管理者の不正競争防止法という観点から、きちんとした取り扱い事業者が公正にやっていただくということで導入をされたということを確認

認をいたしましたので、これにて質問を終了させていただきます。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、きのうに引き続きまして、質問させていただきます。

きのうも申し上げたとおりですね、話が二転三転、委員会の中からしておるんですが、一番最初に確認したいところがですね、副町長もおっしゃったわけですが、電話の予約ですね、ネットと併用して電話の予約、これを継続されるのかどうなのか、その点のところをはっきりしてください。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） 今のお尋ねの件につきましては、今回のシステムと電話のほうの予約も対応させていただくということでございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） これは期限を切つてということではなくて、今の段階では継続的に、期限を切るということはないわけですね。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） 現在のところ期限を決める予定はございません。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 私がきのう、最後にも申したとおり、やっぱりこのシステムというのは、やっぱり葬祭業者のためにあるという観点で見れば納得というか、理解できる部分はあるわけです。そこで1割の方が直接利用される、その住民の方々は、どうしたらいいのかということを考えていくとですね、やはりこれは電話を残すべきではないかということで申し上げておるわけでありませう。そういった面で、その部分は継続していただけるということで、その部分は安心できる点かなというふうに思っております。

次にですね、ちょっと疑問がある方もいらっしゃると思うんですが、この会員登録ですね、この改善点というふうに資料にもありますけれども、これをされた経過について、お聞かせいただければと思います。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 冒頭で申し上げましたように、ソフト会社との間で8月に契約をさせていただいて、そのときから、いろいろな打ち合わせをする中で、ここにありますようなセキュリティができないかということをお話をしましたところ、その段階では難しいというふうなお話でした。そのことは、さきの委員会でも申し上げて、その点については改善すべきだというふうなご意見をいただいたところであります。

改めまして、その委員会のご意見をメーカーのほうに伝えて、セキュリティは必ず要るよと、何らかの方法を考えなさいよというふうなことで申し上げたところ、何とか、ここにありますような形での改善をさせていただくということになったということでございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） おっしゃいますとおり委員会の中でも指摘をさせていただいたとおりですね、こういうセキュリティ、なぜ、このセキュリティが要るかと言えば、従来、委員会でおっしゃって

いた内容でいくと、誰でも見れる状況、カレンダーで予約の状況を、その中で全くパスワードもなく、利用者ID等もなく、誰でも予約ができるシステムでは、そういうふうな、仮にいたずらをされたときに、本当に予約を入れたい方が入れられないという、こういう状況があるという経過の中で、こういうシステムというか、会員登録というシステムが、担当課のほうで考えていただいたということだと思っておるんですが、その委員会の中ではですね、40万円幾らかという話、今、ここに上がってますとおりですね。45万円程度ですか、ということ。

ただ、その話の中で、そういうセキュリティを組んだ状態で、プログラムを組むと300万円程度かかるというお話もあって、できないという、そういうご説明だったと思うんですが、そのところは、やはり委員会で言われる前に、詰める必要があったんじゃないかというふうに思ってるんですけど、その点のところいかがでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） お答えします。今回のシステムがカレンダー管理ソフトを利用した形で、それに特化した形でのソフトということでございます。そういった中では、安価で構築ができるということでございます。

ほかにも実際例がありまして、関東のほうの厚木市でしたか、そちらのほうではもっと、300万円だとかいうふうな金額をかけてシステムを構築されているというふうなことの中で300万円というふうなお話は差し上げましたが、要はカレンダー管理に特化した形のシステムなので、そういったセキュリティの点についての取り扱いといたしますか、の部分が少し弱いのかなというふうなことの中でお話をしたというふうに思っております。そのようにご理解をいただきたいというふうに思っております。

今回のパスワードの自動付与に当たりましてのプログラム変更については、その契約の範囲内でございますので、増額等は一切ありません。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 契約金額は変わらないということですが、そうしますと、次なんですけど、ちょっと私も、もう少し、今、これ資料をいただいたんで、あれなんですけれども、まだちょっと腑に落ちん点があるんですけれども、そうしますと、この、今、見てますと、予約システムですけれども、これは独自ドメイン、こういう理解でよろしいでしょうか。

いわゆる町のホームページがありますね、その中に組み込むのではなくて、独立したホームページというか、わかりやすく言えば、そういう形で運用されるのかどうなのか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 全く独自の独立したシステムということで、お考えをいただきたいと思えます。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） これについても、私が言っていましたように、きのう、公共施設等の予約システムというのはホームページの中に組み込まれているケースがほとんどであります。その中の一環として斎場なんか予約できるようなシステムは、これはあるんですけれども、これ近隣の状況等ということも書いてますけれども、まず、独自でというのはあまりないんですね、こういう形で組まれるのは、ですので、こういう独自のドメインでされた理由というのが、ちょっと理解ができ

ないんですが、その点のところは、どのようなことでされたんでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） システムとしては独立した形、あとホームページのほうに、いわゆるバナーを張りつけるだとかいうふうな、いろいろな方法があるのかもしれませんが。その点は今後の課題かなというふうに思っております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） バナーというか、リンクを張るとのことだと思うんですけど、でも、非常にわかりにくいかなという点はあるんですけど、やっぱりホームページからも入れるような形、これは考えていただいたらというふうに思います。

そうじゃないと、やはり町のホームページの中にあるほうが、やっぱり理想的なのかなというふうに私は思ってますし、このシステム自体ですね、それほど難しいプログラムではないですから、あえて私は別のサイトにとというのがちょっと理解ができないというふうに言っておきたいというふうに思っております。

あと、この中にあります予約の時間ですね、午前10時から午後3時までの時間帯で、1時間置きに予約というふうになってますけれども、これは、この時間ぴったりでないと予約ができないという、こういう理解でいいんでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 基本的には、そのように考えております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） ちょっとそこも、例えばですね、一般の住民さんの方が、その時間まで待たなアカンということになりますね、予約をしようと思うと、なぜそれが、時間が指定されておるか、1時間置きなのかというのが、ちょっと理解ができないですが。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） すみません。これは、この午前10時から午後3時は、あくまでも出棺時間です。この時間帯でないと予約ができないということではないということでご理解ください。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 私だけかもわからないです。ちょっと理解があれだったんで、そういう意味なら理解ができます。

それと、この個人情報とのデータの管理ですね、これは指定管理者のほうにされるということですが、その辺のところのセキュリティ等はどのように考えられますか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） このシステムの運用に当たってということになるのかなと思いますが、もうご承知のように葬祭業者の方は、通常の業務の中で、個人情報も含めてですけども、高い倫理観といいますか、コンプライアンスというふうなことをお持ちの中で仕事をいただいておりますので、この運用に当たっても、その点はきっちりした形での対応をしていただけるものだというふうに思っております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） その点のところは、ぜひ、そういうふうに厳重な扱いをしていただくように、そ

こちら辺のところはお願いしたいというふうに思っております。

あと、予約を葬祭業者のほうに頼まれたときに、葬祭業者のほうは予約料というような形で料金を加算というか、料金をいただくようなシステムになるのでしょうか。その点のところをお願いいたします。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） そういうことがないように、お願いといたしますか、指導等はさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） その点も気になるところでありますし、あとキャンセルですね、これはサイトの管理者じゃないとできないということで理解をしていますが、これをキャンセルというか、取り消しをした場合の扱いについてもちょっとお願いしたいと思います。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） いわゆるキャンセル料が発生するかどうかということも含めてのお話だろうと思いますが、そのようなことは考えておりません。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 最後ですけれども、サイトというか、このシステムの管理の運営というか、料金ですね、これはどちらが持つことになるのでしょうか。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 来年3月までは町のほうですし、4月以降は指定管理者のほうで維持管理費用はご負担いただくということになります。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 以上で、質問を終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私も質問に入りたいと思います。

先ほどから、昨日からと言ったらいいんですかね、メール問題にかかわって、いろいろと議論が交わされておりますが、1点目の質問は、これに絡んでさせてもらいます。あまりメールのことはよく知りませんが。

メール申し込みを導入することになったわけですね、こうしようと、そこで町内の世帯でメールを使える状態にある人というのは何割ぐらいと想定されてますか、つかんでおられますか。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） インターネットが使えるということになりますので、携帯電話でもですし、スマートフォンでもですし、あとお家にありますパソコンがインターネットにつながれば、どなたでもということになります。その数につきましては、把握のほうはしておりません。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この町は、知ってのとおり高齢化がどんどん進んで、独居老人も老人世帯もかなりの比重を占めてます。

よって、副町長が答弁なさったんですが、メールだけ依存するような発想は、もちろん撤回せ

なあかんしというふうに思っています。それはそうなんです、もう1点お伺いしておきますね。全国的にもね、聞いてますと、このメールで火葬場の運営をするというシステムを導入されているのは、幾つかあるようです、課長の答弁ありましたが。しかし、ほとんどが、それを導入して、利活用するというようなことはされていないと、まだ。与謝野町は先進ですよ、メールをやるというのね、そんなことが、僕はサービスになるんかという点ですね。先ほどから論議になっているように、副町長の答弁で、だんだんきのうの論議から変わりましたが、課長にはメール依存があるん違うかと。いやね、もう少し言うと、あんまりよくない、次のことでまた言いますけども、メールとかね、こういうシステムに対する崇拝があるんじゃないかと思えますよ。ちょっとそういうことは冷静にね、もうちょっと考えたほうがいいと思います。

それですね、もう1点はね、もう1点も2点もありますけれども、現在の予約の、現在ですよ、現在の予約に不公正な点があるんですか、お尋ねします。今、メールが公正だということを強調されてたんで、いかがですか。

住民環境課長（朝倉 進） 現在は、役場のほうにお電話をいただく形ですので、そういった不公平ですとかいうふうなことはないというふうに思っております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私が聞きたかったのは、その中身でしょう。なぜメールにしたのかという点では、メール依存ではないかという言い方するのはわかるでしょう、今の話で。メール、メールって、一時はメールで全部対応するみたいまで、課長、言ったわけだから、だから伊藤さんがわざわざ依存症じゃないかという言い方をするんですよ、そうでしょう。

今、メールを使ってない多くの人が、みんな公平だと、公平でないことはあらへんということを課長、認めたでしょう。そういう意味じゃないですか。言ってる理屈、わかっていただけましたか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） 私も伊藤議員と一緒にアナログですんで、よくこっちのメールのほうはわからんのですけども、先ほども課長が申しあげましたように、来年の4月から、この火葬場を指定管理者として運営していきたいと、指定管理者制度として運営をしていく中で、やはりその指定管理者に選定された業者さんが、先ほど言いましたけども、そのことによって、予約をね、いうたら特権でやらないように、葬祭業者さん、ほかの葬祭業者さんも同じ条件で入れるようにするのが、まず、今回の、このシステムの大きな部分かなというふうに思ってます。決して課長がメール依存症ではございませんので、その辺をよろしくご理解ください。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 副町長が、わざわざ僕に謝る必要はないと思っているんですよ。

もう1点は、個人情報の問題が小牧議員から質問をされました。非常にいい質問だったと僕は思っています。

そこで、この情報がですね、個人のね、情報が、ほかの葬祭業者も含めて共有せねばならないという意味になりますね。メールを、活用を進めると、わかります。メールそのものを、その人に渡すわけですから、その業者に、そしたら、業者自身が全部そういう関係になってくるんじゃないですか。違いますか。

それは、個人情報ではないというふうになるんですか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） このシステムにおける個人情報の管理の関係ということになるかと思えます。お渡ししました資料の2ページの下にありますようなカレンダーで、表示されるのは、このカレンダーのみでございます。自分が、あるAという葬祭業者の方が予約された分については、中身がどうのこうのという確認もする必要がありましようから、それは見ることはできます。どなたが、いつ、何月何日に出棺するかというふうなことは見ることはできますが、他の業者なり、他の人が、自分が予約もしてないものについては情報は見れない形にしていますので、システム上、ですから、そういうふうなことが前提としてあるということでございます。

それともう一つは、来年4月から指定管理者になります、指定管理者が、そのシステムの管理者として、あらゆる情報にアクセスするということはできますが、先ほども申し上げておりますように、葬祭業者の方は高い倫理観の中で日々、仕事をしていただいておりますということと、資料にもありますように、個人情報の保護につきましては、徹底した形での管理をお願いするというふうなことをしております中で、不安というふうなことは持っておりません。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、私が聞いたのはね、メールができない世帯が、メールができる業者、誰でもできるはね、業者だったら、その道ですから。その方をお願いするわけですから、自分がメールをつくった、こういう感じでいいということを承諾した情報を渡すわけでしょう、その業者に、そうでしょう。だから、そのことを言ってるんです。そのことで情報が流れることになりまよねと、メールをする人はどんどん、情報がどんどん、自分の情報は少なくとも、メールは、名前とメールははっきりするわけでしょう。このことを言っているんです。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 依頼者の同意が、当然、前提となって、そういうやりとりがあるだろうなというふうに思っています。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もちろん同意がなかったら、その人に頼まないわけで、必然的に情報が、その業者に渡るとのことやん、そうでしょう。だから、私は今、言ってる、ただ、指定業者だけでじゃなくて、そうなりますよということを、関係性から言っているんです。

ですから、今、先ほど小牧議員の質問で、メリットはと問われて、このメール自身をね、見てとれますわなという趣旨でメリットの一つに上げられました。だけど、さっきから言うようにね、住民の目線で利用しやすいかどうか、これが軽視されるというなら、比較論で言えばね、そういうことになるでしょう。だから、そういうことだから、さっき言ったメール依存症という話をしたんです。

次の質問に移ります。わかりやすく言いましょう、わかりやすく。

まず、初めに、今のことも含めてですが、町長以下、課長会で、この問題について合意形成はされたのかと、協議はされたのか、担当課だけでなく、その点をお伺いしたいと思います。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） この議案につきましては、阿蘇霊照苑の運営を指定管理者制度に移行していくと

いう議案でございます。その件につきましては、私ども認識をしていると思います。

しかしながら、このシステムの運用であったり、そうした細部にわたる議論というのは課長会等ではしておりません。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） よくわかりました。課長のもとで準備が十分できてなかったと、こういう理解をさせてもらってよろしいですね。

それでは、朝倉課長にお伺いします。この議案の関係ですが、2～3年前に当時の文教常任委員会で課長から民間委託の話が出たとき、担当職員が、担当職員というのは現場ですよ。退職するのでという理由があったと思いますが、その職員に聞いたら、そんな話は聞いていないと、こういう話がありました、当時ですよ。

現状でも改善できるのではないかというのが僕の意見です、今でも。こんなことしなくても、民営化をね、指定管理する必要はないのではないかというふうに思います。町民が生きてきて、一生懸命生きてきて、人生の最後の場、親族と知人とお別れをする厳正な場である、この火葬の事業ですが、なぜ、民間委託、いわゆる指定管理にせねばならないのか、この理由がわかりません。この点で明確な答弁をお願いしたい。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 民間であれ、行政であれ、一人一人が死別をされるときには、当然のことながら心から礼を尽くすというのが基本であるというふうに思っております。そうした面からいいますと、民間であれ、行政であれ、きっちりと最後のお別れをしていくということが基本になるのではないかなというふうに私自身は思いました。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 民間でも行政でも同じだというのが町長の、これはまた、後でまたします。

それで、この指定管理者制度にして、メリットはどういう角度があるのかという点をお伺いしたいと思います。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 資料の5ページ目の冒頭に基本方針、管理運営計画の中にもありますように、公の施設として安心・安全、公平・平等な利用の確保ということ。あと利用者のサービス提供の向上が常に図られるような管理運営を期待しております。

それと、そこにありますように、長年、葬祭業務に携わってこられておりますので、そういったノウハウを施設の維持管理等に、効率的な経営に生かしていただくというふうなことと。管理運営経費の削減等、あと職員の教育にも積極的に努めをいただくということでございます。この点につきましては、募集要項の中に、先ほど議員おっしゃいましたような施設の管理運営方針と申しますか、それを述べさせていただく、それに対する候補者のほうの考え方が、ここにまとめられておりますので、ご質問の点については、こういうふうなことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 裏を返せば、今の答弁を見ますとね、その裏を返せば、今の行政でやってる、直営しているのが非常にできてないと、今、指摘のところ。サービスが非常にできてないと、不

十分だと、今の葬儀というか、火葬でやられているのは非常に問題があると、こういう意味ですか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） そういうことではなしに、よりよい方向といたしますか、いうふうな形の中で、そういったサービスの向上等が図っていただけるのかなということでございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） いうなら住民サービスがより充実するよにということですね。だから、そういうことを裏を返せば、今まだまだだめだと、今の行政の対応は、いろいろと問題があるということでしょう、今の答弁は。理由は、その一つです、今、言ってるのは、そうでないと思うんですけど、それはそれで、そういう問題があると、問題意識を持っているということだと思います。

次の質問をします。今回は、2回目の入札で決まったというふうに聞いていますが、では、1回目の入札で流れた原因というのは、どういうもんだったかという点を明らかにしてください。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 1回目の募集で応募をいただきました、2社ございました。町内の葬祭業者の方であります。この2業者は、指定管理者説明会にも出席していただきましたので、最終的には応募いただけなかったのはどういうことですかということで、お尋ねをさせていただきました。

そうしましたところ、ある業者は、最後のお別れを厳粛に行う場であります火葬場の指定管理ということから言えば、その第1回目でお示しをした指定管理料では、それなりの人が集まりにくいだろうと、賃金等の待遇面で集まりにくいだろうということをおっしゃいました。

もう1社は、同じく最後のお別れの場にふさわしい工夫をするために、いろいろとアイデアを出したいけれども、どうせ3年たったら、また、募集するんでしょと、そうだったら3年間、一生懸命努力しても、それがむくわれないのなら手を挙げないでおこうというふうなことの中で、そういう理由で手を挙げませんでしたよというお話でありました。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 一つはですね、ちょっと幾つか、ここが難しいところですけども、まず初めにあとの後段の、期限を3年を5年にしたということですね。初めから、こういうことは5年でいったらよかったんじゃないですか、軽いんじゃないですか、判断が。

こういう事業は、当然そういうことを配慮して、もう1分しかないから、そんなことわかったことでしょう。第2ラウンド、またやります。

議長、答弁したら終わります。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 指定管理期間は、指定管理のマニュアルがございまして、それによりますと基本的には5年ということでございます。

ところが、一番最初、始めるに当たっては、5年は長過ぎるだろうというふうな配慮だろうと思いますけども、3年にするというふうなことになってございました。後段の、会社のほうとお話しする中で、3年間の努力が水の泡になるん違うかなというふうな懸念があったわけですが、そういったことは、再募集をさせていただく中で、そういったことはありませんよというふうなお話も差し上げたんですけども、基本的に、もう少し長く任せていただきたいといたしますか、い

うふうなご意向がありましたので、2回目は5年にさせていただいたということでございます。

7 番 (伊藤幸男) 第1回目、終わります。

議 長 (今田博文) ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) それでは、続いて、第2回目の質問をさせていただきたいと思います。先ほどの続きです。

人材が集まらないというニュアンスだと思うんですね。業者は、私、最近も葬儀場に行って、いろいろとパンフをもらったり、説明もちょっと担当者の人に聞いたり、ここは町外ですが、町外の業者ですよ。

その方のお話では、この職員というのは、やっぱりそれなりの、いろいろと研修をしなければなくて、冒頭に町長もおっしゃってましたが、最後の別れの儀式の場ですから、そこは非常にね、かなり研修制度もあるらしくて、全国的にも。そういう組織もあるようです、指導するとかね、レクチャーする。

そういう話を聞くとね、かなりやっぱり待遇が、僕らがいつも言ってる非正規ではだめなんですよ、安い賃金では、誰もやらない。そういうことをきちっとするためには、そういう制度を使って、それなりの人的保障をしなければいけないということを、賃金の保障を言ってるんです。

安ければできるではないんです。下水道の事業のときにも言いましたが、そこが言いたいんです、私。そうなるんですよ、今、1点目の答弁ですよ。人材が集まらないというのはね、集めるのは非常に困難だというのは、安いからでしょう、それは。人件費にかかわる、今、委託のときの金額は幾ら弾いているんですか。

議 長 (今田博文) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長 (朝倉 進) 私どものほうが、業者のほうにお示しをしております金額、作業員3名でございます。一人当たりの年収でございますが、申し上げます、468万7,000円となっております。

議 長 (今田博文) 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) これが3人分ということですか、一人、当然やね。一人でなかったら合わんね。

そうすると、今、体制でいえば3人ぐらいの体制が要ると、2人ないし3人いると、どうしてもという話になりますよね。そうすると、人件費でいう、この指定管理料の1,100万円のうち、どういう、その辺の人件費になりますか。

議 長 (今田博文) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長 (朝倉 進) 追加議案資料の9ページに、一番上に7番で収支計画という表をごらんいただきたいと思います。そこに収入の部と支出の部がございますが、支出の部の一番上に人件費とございます。平成27年度が1,190万円ということでございますが、先ほども申し上げましたように3人分の人件費ということでございますので、一人当たり約400万円ということを、候補者の方が見込んでおられるということでございます。

議 長 (今田博文) 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) ちょっと素直な質問をさせていただきます。今、説明あったんで、これで見ますと事業収益はどこに見たらいいですか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） この収支計画の中には、事業収益としての欄がありません。したがって、計算の中にはないと、各年度、それぞれ収支の差し引きはゼロだというふうな計画でございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そうなると、もうからないけどやると、やってもらえると、これはサービスだというふうに理解していいんですね。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） この収支計画に入っておりませんので、それは、この中で、おさめられる中で余りがあればというふうなことになるのかな。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 全くわからないと、僕は。全くわからないと、そんな話は、利益がないのにサービスでやるんでしょう。それが私はね、全く理解できませんわ。

次の質問に移ります。後で、また、この収支計画の問題は言いますけども、2～3年前に、先ほど冒頭で言いましたが、民営化の話をされたときに、常任委員会では、この民間業者に任すことはふさわしいとは言えず、認められないと、こうされたわけであり、したがって、今回の提出は、指定管理になる町の計画や想定など、事業に、業者との十分な協議、事前にですよ。事前に十分な協議をされたと一回指摘されてるわけですから、拒否されてるわけですから、課長。まだ2～3年、ほとぼりの冷めんうちに、また出てきたということなんですが、この協議の内容は業者からどういう意見を聞いてますか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 2～3年前に指定管理のお話がありましたときに、その前段といたしますか、準備の中で各葬祭業者の方にお集まりいただいて、ご意見等を伺う中で、その当時の収支もお示しをする中で、何とか指定管理がお世話になれないかなというふうなお話を差し上げて協力しましょうと、その当時は言っていたということでございます。

ですが、その後、そういった協議を事前にしておりましたので、その後の協議につきましては、しておりません。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） なぜ、前回のときに、今、言うことからいうたら、ほとんど変わらないですよ。変わることはありませんか。2～3年前と今と、課長が提案した中身は基本的に変わってないでしょう。変わってますか。変わっているんだったら教えてください。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） その当時、ご指摘をいただきました点、先ほどの受け付け管理システムの導入につきましてもそうですけれども、この間、いろいろとご指摘いただいた点については、私なりに内部でいろいろと協議をしてきたというふうに思っておりますので、この募集に当たりましては、そういったことも含めて反映をさせていただいたというふうに思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） こんな時間つぶされたらたまらん、僕は、6分しかないのに、あと。あなた、今、言ったのは、3年前、2～3年前の言い分と今の言い分の、提案するのは、ほと

んど変わらないんじゃないですか。どこが変わったんですか、検証した検証した言うところけど、どこを検証して修復したんですか、あの理由の。言ってることわかんない。改めて3年たってから、2～3年たってから、このことが大事だということじゃなかったら、前のとき断られたわけでしょう。赤松委員長に断られましたやん。ほかの委員会もね、赤松委員長のもとでの委員会で断られた、みんな。

議長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時29分）

（再開 午前11時31分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を開きます。

朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） その当時に宿題をいただいたものは、今の火葬の受け付けの関係、公平性の確保ということと、人材確保の件だったかなというふうに思っております。この間、いろいろと人材確保につきましては、役場内でも、どういうふうな形が一番望ましいかなということも含めて、いろいろと検討をしてみました。

しかし、端的に申し上げて、火葬場の仕事自体が休みと定められております日は、1月1日のみ、元日のみでございます。祝日や土日も当然ながら火葬がありましたらお休みができないとかいうふうな状況は、過去にも、今でも同じ状況の中でございます。

そういった中で、その当時と同じ体制で、今現在もおります。いろいろと検討をしてみました。なかなか難しいということでもございましたので、その点は、私の努力不足かもしれませんけれども、そういうふうな形の中では、今の体制を、このまま維持していくということは難しいというふうな判断をさせていただいたところでございます。

例えばの話なんですけど、ことしの4月に職員が1名、嘱託の場長が1名、あと臨時の作業員さんということで、元、火葬場で働いておられた方がシルバー人材センターのほうを通して派遣をさせていただいていた、都合3名の方で火葬場を運営をさせていただいていたところでございます。

ですが、今の臨時の作業員さんも、そろそろ高齢なので退きたいというふうなお話がありました。そのときにも、シルバー人材センターのほうで後任の方を見つけていただけないかというふうなお話を差し上げましたけれども、シルバー人材センターのほうでも管内に募集をかけていただきましたが、その後任の方を見つけることができないということで、やむなく町内にあります人材派遣会社のほうから1名の方を派遣をさせていただくことにしたということでございます。

それで、来年の3月に、正規の職員1名ですけれども、この職員が定年を迎えることがございまして、それを機に役場内部での人材確保は難しいということで判断をさせていただく中で、この際、民間活力の活用を図るというふうなことも含めて、指定管理者制度の運営を考えさせていただいたということでございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今、非常に重要な発言をされましたよね、大事なですよ。そんなことを今まで議場で説明したことある。今の実情を、してないでしょう、今回。全然聞いたことないよ、そういう実態にあること。皆さん知ってたんですか、そんな話、委員会でされましたか。

全然、僕は知らない。大事なですよ。強いて言うたら、その理由の一つに上がってもいいと思ひ

ますよ。前歴あるんですから、そうでしょう、課長。2年、3年前に、そういうことを言っていたから、当然それが理由になるでしょうが、今度の場合。理由にならないよ、これ出しているのが、理由になってないやん。

それはともかく、大事なことだというふうに思いますよ、それは。しかし、私は今、言ったように、基本的に、それ以外のことで言えばね、変化はないと。それ以外のことで変化がないという理解をしています。それらしい、根拠らしいことは2～3年前と全然変わってないと、そのことは、状況は、そうですね。強いて言うたら、霊柩車が変わったぐらいでしょう。

しかしね、今の問題は非常に大事なことで、それはそれで、しかし、それであっても、職員が力を合わせて、もっと知恵を出して、いろんな人にやってもらうとか、年休の問題や、正月の1日ぐらいしか休めないという話がありましたが、それは融通し合うとか、いろいろ工夫せなあかんと思うんよ。それを、あれするんだったら。そういう困難があるから、ほんなら指定管理に移してしまえと、それは、正面切ってそれだけの理由にならないというふうに思いますよ。

次の質問に移ります。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） ことしの6月の定例会で火葬場条例の一部改正をお世話になりました。これは指定管理者制度に移行といいますか、導入ができるための条例改正でございます。その常任委員会が、当然ながら開かれます中で、今の議員にお答えをした内容は、当時の委員会でお話をさせておいておるといってございまして。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今、聞いたのはね、平場で出てましたから、平場で出てました、今の、だけど、それは理由としてきちっと出すべきじゃないですか。大きな問題でしょう、それは。足りないというのは、そのことを言ってるんですよ、理事者側としては。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 繰り返しになりますけれども、この6月の条例改正の中で、いかに、今の火葬場が抱える問題がありますので、指定管理者制度にしたいということ、この場、その6月の定例会の場で当然ながら話をしないといけないということで、そこのお話をさせていただいたのは6月だということでご理解をいただきたいと思います。今、上程されておりますのは、その指定管理の候補者を誰にするかというお話ですので、その点は、そのようにはご理解をいただきたいというふうに思っています。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 繰り返しになりますが、私も。それは提案理由の一つに、重要な一つになりますよということ言ってるんです。もう、その対策は言いましたね、私は考え方が違うんですけども。

次の質問、時間ありませんから。私はね、町内業者に指定をするということでされたんですが、本来、中立性とか公平性とかいうことを担保するというのであれば、私は一業者じゃなくて組合をつくらせるとか、そうしたほうがよかったんじゃないですか、いかがですか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） それはちょうど、以前、2年前、3年前のときにご提案をさせていただいて、

それは難しいというふうなことで、業者のほうからお聞きをしております。

その一つの理由としては、責任の所在が曖昧になるので、そういった組合というふうなことは、すべきではないというふうな理由でお断りをいただいたということでございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私は、そうは思いません。ここも問題があるなと思ってます。特定業者にすると、いろんな問題が起きるんじゃないかというのが私の見解です。

次の質問です。これは、先ほど小牧議員から質問があった、いわゆる指定管理料の変遷です。経過です、5年間の、上がったり、下がったり、上がったり、下がったりしてるんですが、その前に質問します。この指定管理料についてですね、なぜ45万円ふやして納得してもらったかと、これを45万円が適正かどうかという問題ですよ、これはどうですか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 1回目の募集のときの金額と2回目の募集のときの金額、指定管理料が45万円ですか、変わっております。この経過でございますけれども、1回目の指定管理料の算出に当たりましては、人件費のところ厚生労働省が公表をしております、いわゆる賃金センサスの、廃棄物処理業に従事する労働者の方の平成22年から平成24年の3カ年平均の額に社会保険料等を加えて算出をさせていただいたものを、その額として上げさせていただきました。

ところが、先ほども申し上げましたように、応募をいただけなかった2社のうち1社が、その金額では待遇面で難しい、人集めが難しいというふうなお話でありましたので、もう一度、その元となります平均の賃金、額については動かしがたいわけですがけれども、社会保険料の関係で、実際に、この額であれば、いかほどになるかということをお細かく計算をさせていただきました。その結果として第2回目の指定管理料になったということでございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 1回目は、だから、落ちてたんですね、落としてしまったということですね。

次、質問ですが、議案資料の収支計画によりますとですね、上がったり、下がったりしてるんですが、これは、理由はなんですか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） この収支計画は、あくまでも指定管理者候補者の方がお出しをいただいたものでございますので、その詳細につきましては、不明な部分が多いんですが、事業収入などは右肩上がりの形ですし、あと各経費、人件費なんかも右肩上がりの形になってございます。

そういった中で、最終的に足りない部分が指定管理料というふうなことに、考え方として、なりますので、各年度の指定管理料に上下があるのは、そういうふうなことではないのかなというふうに思っています。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 結局、業者の数字だということですね、それはこっちの意思はなかったと。

最後に、全国の指定管理者制度の実情については、知っておられるかどうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） ことしの6月に、火葬場条例を改正させていただきましたときに、若干調べさせていただきましたのは、近隣の近畿、市、地方でございます。2府4県の状況を確認をさせ

ていただきました。そうしましたら、兵庫県と大阪府で指定管理が多かったんですが、その内容をもう少し詳しく見てますと、いわゆる斎場ですね、火葬場とホールを一体にしたような形の施設が多かったです。

火葬場だけというふうな施設は、なかなか、指定管理にされておるところは、地元の自治会というふうなところへ指定管理をお任せになるというふうなケースは、あったかなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 全国の指定管理者制度の状況というのは報告は出ているんです。これはね、始まってからずっと、もう9年過ぎて10年目になっているんですけども、10年どころやない、14年ほどなってるんですが、おおむね、国もおおむね3年ごとに調査を行っているんですが、私がつかんでいるのは二度にわたっての調査です。

ここで問題なのは、指定管理取り消し、これなどね、多くの休止、廃止、民間譲渡など、いろんな問題が起きてまして、この実績の件数が、おもてに出てきているのでは2,415件です。それから、実態的な推計されるころでは5,532件ほどに想定されると、時間がありませんから要約しますが、この制度の廃止も含めた抜本的な見直し案が必要だというのが多くの分析者の意見です。この点はどうお考えですか。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今のお話は、指定管理者制度全般にわたるお話ということでございます。

私どものほうでは、先ほども申し上げましたように、斎場といいますか、こういった関係の、近隣といいますか、2府4県の状況を調べる中で、そういった事案に当たっておりませんので、ちょっとその辺のところはよくわかりません。

7 番（伊藤幸男） 終わります。納得できん。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第119号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（今田博文） 起立多数であります。

よって、議案第119号 与謝野町立阿蘇霊照苑の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午前11時49分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。
それでは、12時10分前ですけれども、ここで昼食休憩に入ります。
午後1時30分から再開します。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後1時30分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。
次に、日程第2 意見書案第5号 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）を議題とします。
本意見書は、会議規則第13条第3項の規定により、総務文教厚生常任委員長から議長に提出されております。
事務局から議案を朗読します。

事務局長（奥野 稔） それでは、私から議案の朗読をいたします。
意見書（案）第5号 平成26年12月9日 与謝野町議会議長 今田博文様
提出者 総務文教厚生常任委員会委員長 家城 功
「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。
以上でございます。

議長（今田博文） 提出者より提案説明を求めます。
家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） それでは、意見書案第5号につきましての提案理由の説明をさせていただきます。

まず最初に、経過につきまして、ご報告をさせていただきます。

本意見書と、6月6日に提出をされております、手話言語条例の制定を定める請願書につきましての件ですが、関連をしておりますが、意見書は意見書、手話言語条例は言語条例という中での審議を進めさせていただいております。

そういった中で、審議は、そういうふうに進めさせておりますが、請願審査の中で数回の委員会をさせていただいております。現在も審議中でございまして、結論には至っておりませんが、多くの方が条例を求めるべきではないかとかいうご意見もございましたり、そりよりも先に、まず国に働きかけたほうがいいんじゃないかというような意見があった中で、今回、意見書を出させていただきます。

請願審査につきましては、引き続きの継続審査をさせていただく中で、本年度中には結論がある程度、方向性が見えればなというふうに委員会では考えておりますが、していく所存でございます。

そういった中で、京都府議会をはじめ各市町村からも、こういった手話言語法に関する制定の意見書が各自治体、自治区から出されております。当町におきましても、議会のほうから委員会の決定で全員賛成ということで、この意見書を出させていただくということをご理解いただきまして、本文を読ませていただきまして、説明とさせていただきます。

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）

手話とは、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の言語であり、聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段である。

平成18年12月に、国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の第2条には、「『言語』とは、音声言語及び手話、その他形態の非音声言語をいう。」と明記されている。

日本政府は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に「障害者基本法」を改正し、同法第3条では、「全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む）部分もごさいますが、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化を義務づけている。

手話が音声と対等な言語であることを国民に広め、手話を言語として普及・研究できる環境整備に向けた具体的な施策を行っていくことが必要であるし、さらには、聞こえの障害を持つ子供たちが、手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え環境整備も必要となることから、国として法整備が必要であると考えられる。

よって、以上の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ということで、提出先につきましては、また、新たに決定される閣僚の中で名前のほうは入れさせていただきます予定でございます。

以上でございます。

議長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

宮崎議員。

9 番（宮崎有平） それでは、手話言語法の制定を求める意見書について、ご質問させていただきます。

この意見書は、全国で、先ほど委員長がおっしゃったとおり、多く出ております。私が調べたところによると1,370の市町村から、もう既に出ております。78%、80%近い、出ております。

これがですね、与謝野町で、今、出さなきゃならないものは何なんだろうかと、経過、これを出す、これは総務文教厚生常任委員会のほうから出されておるといことなんで、この経過をちょっと教えていただきたい。

議長（今田博文） 家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） 取り組みとしては、非常に遅めの動きではあるわけですが、この請願審査とは全く、同じ考え方ではという説明を先ほどさせていただいたんですが、当議会では委員会のほうに6月6日の請願審査が出ておまして、それを委員会付託を受けております。

そういった中で、いろんな審議を進めていく過程がございまして、請願者に来ていただいてお話を聞きしたり、それぞれの委員の意見交換をさせていただく中で、さまざまな意見が出ておりました。そういった中で十分な共通の認識が、まだ、委員会としては、できておらないという

のが私の思いであります。そういった中で、意見としては半分に大きく今、分かれていると理解しております。委員会の意見ですね。

一つは、条例制定をすべきではないかという意見と、もう片方では条例制定をするまでに、もう少しこの手話に関することを勉強しようじゃないかと。それには、まず、国に対しても、先頭的に立っていただく指導が必要ではないかという意見と、両者が今、いろいろと意見交換をさせていただいておる最中です。そういった中で、おくれてはおるんですけども、そういう中で国にとりあえず求めていこうということを相談させていただきました。そういった中で、いろんな、また、この意見を求めていく中でも意見交換はさせていただいたんですが、最終的に委員さん全員の中で意見書を出して、まず、国にも、そういう意識を持っていただくというのが経過でございます。

伊根町におかれましては、この11月に選挙がございまして、今議会で、こういう法の制定を求める意見書が出されるのではないかなというようなお話も聞いておりますんで、地方としては足並みがそろえるのではないかなというふうに感じております。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 京都府でもかなり多く出ておまして、この近辺では舞鶴、綾部、福知山、この辺はもう出ております。あと、こっち側が出てないんですけども、この、6月に私、その請願の紹介議員をさせていただいておりますんで、その請願者の思いはですね、当然、この意見書案も、そのときから、全国、出ておるといことはわかっておったんで、この町で、与謝野町で条例の制定を制定してほしいという思いなんです。これは、審議をされておると思うんですけども、その審議はどういうとこまでいっておるか、ちょっと教えていただけますか。

議長（今田博文） 答えられる。

家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） 先ほども申しましたが、現在いろいろと協議をしているところでございます。この条例といいましても、理念条例なのか、実施条例なのか、そういったところの協議も今後、必要ではないかなと思いますし、実施条例であれば、どういった形で取り組んでいくのか。また、どういったところあたりまでを、この条例でしぼりをかけていくのかといった部分にも、やっぱり研究が必要であると、委員の中には、とりあえず条例をつくった中で進めていくべきではないかというご意見もございます。しかし、一方ではきちんと中身を精査した中で条例の制定を求めていくのであれば、やはりきちんと理解をした中で、勉強をした中でやっていこうというのが現状の中で、今はまだ、そういった状況の中で、とりあえず条例を制定する意見と意見書を出したり勉強していくという意見との今、二分に分かれておる最中でございます。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） わかりました。全国でも、あと鳥取県が、県のほうでは条例の制定をされておりますし、あと6市町村ですかね、北海道では三つの町が、市町が条例制定されておられます。そういうようなことで、今度、この前の衆議院選挙においても各党、公明党、社民党、日本共産党もそうだったと思うんですが、マニフェストにも書いておられます。だから、今はもう、これは日本の中で条例制定に、言語法の制定に向けていっておるんだろうなという気がします。そしてまた、先ほどもいいましたが、1, 370の市町村が、この意見書を出しておるといことか

ら、間違いないだろうなという気がしますが、与謝野町は、そこへも先駆けて条例制定をしてほしいという請願が出ております。これの審議は、どれだけされましたか。

議長（今田博文） 家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） 全くしていないわけではございません。委員会のたびに、その協議はさせていただいております。

先ほども宮崎議員からありましたが、各都道府県でも取り組んでおられる、市町村でも取り組んでおられる事例は理解しております。そういった事例も協議の中に出てきております。

例えば、鳥取県におきましては、条例をつくられたが、その後、経費の問題であるとか、先ほども申しましたが、しばりの範囲ですね。

例えば、この議会でも条例をつくることによって、質問者が質問をするときも手話でやるのかとか、テレビ放送するときはどういう扱いをするのだとか、そういった細かい協議を、やはりしていかなければ、条例制定にはという意見と。とりあえず条例をつくった中で、一つずつをクリアしていこうという意見とが分かれておる最中です。

そういった中で、きちんとした審議をして、責任ある回答をさせていただきたいなというのが私の思いでありますので、今回もまた継続審議の申請を出させていただいておりますが、できるだけ今年度中に方向性だけでも見えるようなきちんとした答えを出していきたいなと、委員会を続けていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） よくわかりました。

今年度中には、そういった方向でしていただけるという委員長のお話だったんで、納得させていただきました。

以上で終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

家城委員長、自席へお帰りください

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第5号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、意見書案第5号 「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 請願第4号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案について、委員長の報告を求めます。

家城委員長。

総務文教厚生常任委員長（家城 功） それでは、付託をされておりました、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額・教育諸条件の整備・充実を求める請願書につきましての委員会報告をさせていただきます。

それでは、請願審査の報告をさせていただきます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則92条第1項の規定により報告をさせていただきます。

受理番号4番、付託年月日、平成26年12月3日、件名、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額・教育諸条件の整備・充実を求める請願書。

審査の結果でございますが、不採択とすべきもの、委員会の意見といたしましては、別添におつけいたしております内容でございます。

読み上げさせていただきます。

一つ目、付託案件につきましては、先ほど申したとおりでございます。

審査の経過でございますが、平成26年12月3日、本会議において上記案件を委員会付託していただきました。その後、12月4日に委員会を開催し、付託された案件について、当委員会委員である紹介議員に趣旨説明及び思いを述べていただいた後に、請願事項につきまして質疑を行いました。また、今後の進め方を協議し、さらに委員の理解を深めるために、次回の委員会で紹介議員から請願資料の提供を受け、検討するというところで確認をさせていただきました。

12月8日ですが、委員会を開催しまして、付託された案件につきましての願意を慎重に審査を行った後、採決をとらせていただきました。

主な意見といたしましては、請願趣旨と請願事項に整合性がない。また、与謝野町に対する請願としての論点が見出せない。

また、今の教育を受ける子供の貧困と経済的格差により、保護者の負担が大きくなっているため、教育予算の増額を求める請願項目であり、請願趣旨と請願事項が合致しない点は、議会は請願者の願意を接近する姿勢が必要。309名の賛同者の要望は重く受けとめるべきである。

学校関係予算の増額については、十分な予算とは言えないが、教育予算は一定確保されていると思う。したがって、あえてこれ以上、予算の増額は難しいのではないと思う。また、エアコンの設置については、今後、計画的に整備の方向が示されている。また、学校設備整備状況について、充実した教育環境の確保に向けて、委員会として調査を行っていくというような意見が出ました。

その結果、採決をとりました結果、賛成多数、数でいいますと、5対2でございます。の中で不採択ということで決定をさせていただきました。

以上で、報告を終わります。

賛成少数で不採択ということで決定をさせていただきました。訂正させていただきます。

議長（今田博文） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高岡議員。

1 番(高岡伸明) 私は日本共産党議員団を代表し、子どもたちにゆきとどいた教育を進めるための教育予算増額、教育諸条件整備・充実を求める請願書に対する賛成討論を行います。

まず、初めに、請願に対する議会の基本的な態度の問題です。

そもそも、請願は国民の誰もが与えられた参政権の重要な一つであり、特に与謝野町では、議会の憲法とも言える「議会基本条例」の中で、請願などは住民からの政策的な提言と位置づけることが、うたわれています。

これは、住民のさまざまな声や要求を議会として受けとめ、政策化して、行政に提案していくという、議会の根本的なあり方にかかわる位置づけをしていることであり、また、それが、住民が求める議会活性化、議会改革の第一歩だと思います。この議会基本条例は、一昨年3月に議会活性化特別委員会全員で合意され、本会議でも全員参加で賛成で決められ、確認されたものがあります。ですから、全ての議員には、議会活性化、議会改革が叫ばれている今日、その姿勢、対応が鋭く問われていると考えています。

請願書の趣旨説明でもありましたように、今、子供たちを取り巻く教育環境は、日本では憲法で義務教育費の無償化をうたっていますが、国連の機関からも、繰り返し改善の指導・指摘を受けているにもかかわらず、義務教育費が家計の極めて大きな負担となっていることです。保護者の貧富の格差によって、教育を受ける差別があってはならないことは、全ての議員が認めるところです。どんな子供たちでも、潜在的に持っている能力を、子供たちは将来・未来の大きな可能性を秘めています。この可能性を引き出し開花させるのは、教育環境を充実させる行政や大人社会の責任であります。

私たちが指摘したいのは、この与謝野町が、住民所得が京都府下で最下位クラスになっており、しかもワーキングプアが今でも拡大し続けている中で、特に母子・父子家庭の所得の低さに抜本的な支援対策が求められていることです。金がないために起こっている、いろんな教育上の格差とともに、純真な子供の間でいじめや非行など、心の影響を与えるとき、一刻も早い解決が急がれているのではないのでしょうか。

住民所得が低いという与謝野町の現状の中で、貧困と格差が大きく広がり、子供たちを地域で支える保護者の皆さんや大人たちの年収は300万円以下が約8割を占め、200万円以下という水準の世帯も約50%も存在しているところです。このことが、教育格差を生み出し、しかも、そのことがいじめ問題の原因の一つにまでなっていると、多くの教育研究者たちが指摘しているところです。

こうしたもとの、請願事項では2点の要望を上げており、309名もの署名をした方々をはじめ、保護者たちや地域の大人たちの切実な要求に合致したものだと思います。

総務文教厚生常任委員会では、本会議で意見もありましたが、請願文書自体に問題がある、わからないことはないが、請願書としてはふさわしくない、説明になっていない、納得できる資料が不十分だなどという意見が出されました。

紹介議員の伊藤議員から、文面が不十分な文言であるという指摘もわからなくはないが、書かれている請願の願意は全くわからない文章ではなく、議会側が理解することも大事ではないかと粘り強く説明し、請願人と参考人との出席を求め、話を聞くべきではないのか。

資料が不十分なら請願人を参考人として呼ぶなり、資料を請求するのが道理であり、議会改革、議会活性化を目指す議会の立場ではないのかなどの主張も認められませんでした。

高校授業料の無償化は、2年前に実現し、大きな支えになっていますが、義務教育の無償化が憲法でうたわれてから半世紀が過ぎ、60年以上も経過している、そういう日本ですが、ヨーロッパの先進国だけでなく、小さな発展途上国でも無償化は広がっています。世界第3位と言われる日本の経済力のもとで、義務教育の無償化は実現できないことではありません。この議会でも、「子供は町の宝だ」と発言する議員もあつたと聞きました。私たちも、そう思います。

今、グローバル化社会のもとで、世界に羽ばたき、世界でも活躍できる若い人材をつくることも、今、日本社会だけでなく、この与謝野町に求められていると考えています。

また、この教育請願は、毎年、提出されていますが、3年ほど前には、文教厚生常任委員会で学校現場を視察し協議しました。このときも請願事項に対し、ほとんどの文教厚生委員の皆さんの意見は、真っ向から反対ではなく、町は、他の町に比べて、よくやっているとか、町の財政的理由で、今はできない、今、町はやりかけようとしているなどという内容がほとんどだったと聞いています。

そうであるなら、議会としては、せめて趣旨採択、一部採択にこそ、すべきだと考えます。

全議員の皆さんのご理解をいただき、この請願の採択を心からお願いし、私たち日本共産党議員団の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（今田博文） 高岡議員、ちょっと私の口述ミスで、討論は反対討論、賛成討論と順次繰り返すのが本来ですが、私は討論がありませんかというところで、高岡議員に発言していただいたんですが、確認します。

今、ありましたように賛成討論ということでよろしいですね。

はい、わかりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、請願第4号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものとされており、委員長報告に対する賛成ではなく、請願に対する採択と、原案に戻って賛成か反対かを態度表明をしていただくということになります。おわかりですね。よろしいですか。

原案に戻って態度表明をお願いします。

本請願を採択することに賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（今田博文） 起立少数であります。

よって、請願第4号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書は採択しないことに決定しました。

次に、日程第4 閉会中の継続審査（調査）申出書を議題とします。

2 常任委員会から、審査（調査）中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が、議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他は全て議了しました。

ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、受けたいと思います。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、平成26年12月定例会の閉会に当たり、一言お礼とご挨拶を申し上げます。

本定例会においては、12月3日の開会から本日まで17日間にわたる会期でもって、専決処分承認案件1件、人権擁護委員候補者の推薦案件1件、機構改革等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、与謝野町保育の必要性の認定に関する条例の制定、また、与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正案件、与謝野町国民健康保険条例の一部改正案件、さらには与謝野町立阿蘇霊照苑の指定管理者の指定案件、町道路線の廃止及び認定各1件、三河内大橋・嘉久屋橋・鳴橋橋梁補修工事請負契約の変更案件、災害復旧事業の施行案件をはじめ、平成26年度一般会計補正予算（第4号）ほか、各会計補正予算7件など、都合19件にわたる重要事項の審議をお願いしてきた次第でございます。

この間、今田議長をはじめ議員の皆様には、本会議や常任委員会におきまして、熱心にご議論をいただき、全議案を原案どおり議決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

特に、機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、修正動議もいただき、活発な議論をいただいたものであるというふうに思っております。その中で、私が非常に印象的だったという意見については、おおよそより積極的な町政運営を山添町長にお求めだったという点であるというふうに思います。

そのご提案を受け、3月の定例会においては積極的な来年度予算編成をご提案申し上げることをここにお約束しておきたいというふうに思います。今後におきましても一般質問、ご審議の中で頂戴をいたしましたご意見、ご提案を真摯に受けとめ、諸政策の推進になお一層、努めてまいります。

依然として、町を取り巻く経済環境は、まだまだ厳しい状況ではありますが、町民の皆様方のお暮らしを守るため、また、幸せがあふれ出るような町であるために、一生懸命頑張っていく所存でありますので、議員の皆様方におかれましても、ご理解とご協力、また、これ以後の議会に

おきまして、積極的な提案をいただきたいというふうに思います。

最後に、本年もいよいよ残すところ、およそ2週間となってまいりました。議員の皆様をはじめ、本日、ご参会の皆様には今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願いを申し上げますとともに、ご家族おそろいで夢と希望に満ちた新年をお迎えになりますよう、ご祈念を申し上げます。本定例会の閉会に当たってのご挨拶にさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長（今田博文） それでは、閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

今、山添町長からありましたように、12月3日に開会をいたしました12月定例会でございますけれども、本日、19日まで会期いっぱい、皆さんのいろんな形での議論をしていただいたというふうに思っております。特に今議案の中で、機構改革につきまして、2日間にもわたるといふような長い議論を皆様方にしていただきました。これも私の議事運営のまずさもあつたのかなというふうに反省もしております。

しかし、こうして議論をして、結果を出していただいたということは非常にありがたいことだというふうに思いますし、私の至らない点がございましたら、ぜひ今後ともご指導いただきたいというふうに思っております。

私たち、本年の4月に議員として当選をさせていただいて、この場に席をいただいております。住民代表として、私たち16人が、この町の最高議決機関である、この議場で、町民の皆さんの思いを担って、それぞれが発言していただき、そして、態度表明をしていただくわけでございますけれども、この態度表明、議決というのは住民の皆さんの意思に沿う、住民の皆さんに寄り添った議決、そういう方向でなければならないと、私は思っております。

皆さんも十分、そのことはご認識だというふうに思います。私たち、議会基本条例をつくりまして、議会活性化に取り組んでいこうということで前を向いております、その中にありますように、議決についての説明責任を十分に果たしていく、このことも私たちに与えられた大きな役割であるというふうに思っております。

今、山添町長からありましたように、来年度の予算は積極的な予算を組みたいというふうな発言もございました。今、私が申し上げました内容も、それぞれおくみ取りをいただきまして、皆さんと一緒に頑張っていきたいというふうに思っております。

今年は、早くから雪が降りまして、それぞれご苦労された部分もあるのではないかなというふうに思いますけれども、爆弾低気圧という大きな低気圧が来まして、猛吹雪でありますとか、あるいは北海道では浸水が起きるといふような状況にもなっております。

これから、まだ、低気圧といいますか、寒波が来るような予報もあるようでございます。年末に向けてそれぞれ皆さん、お正月の準備等、お忙しい日々を過ごされるというふうに思いますけれども、ぜひお体、ご自愛をいただきまして、来年の1月5日には、この場で新年互礼会を開催をさせていただく予定にしております。

どうか、皆さん元気で、この場にご参集いただくことをお願いを申し上げます、12月定例会での挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これをもちまして、第61回平成26年12月定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時13分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員